

アイドリングストップ支援機器装着助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）の会員事業者が地球温暖化防止対策のための CO2 を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の（1）～（2）に掲げるもの。但し、全日本トラック協会助成金対象機種と同一とする。【別紙の通り】

- （1）エアヒーター
- （2）車載バッテリー式冷房装置

(助成金交付額)

第3条 会員事業者が導入する機器の価格の2分の1以内の額（上限3万円）とし、1事業者2台までとする（消費税を除く）。但し、国からの補助金を受けたものについては対象外とする。また予算に達した場合も、その時点で終了とする。

(対象期間)

第4条 毎年4月1日から翌年1月31日までの間に装着あるいは設置が完了し、かつ支払いが終了するものとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、購入の場合は様式1「アイドリリングストップ支援機器装着助成金交付申請書」(助成金交付申請書)を助成対象期間終了後の2月15日(ただし、土、日祝祭日の場合は翌日)までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には山ト協で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 山ト協は会員より助成金交付申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合には助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

平成26年4月 1日一部改正

平成27年6月22日一部改正

平成28年4月 1日一部改正

平成29年4月 1日一部改正

平成30年4月 1日一部改正

平成31年4月 1日一部改正

2019年度 アイドリングストップ支援機器装着助成事業

【実施要領】

2019年4月1日

一般社団法人 山梨県トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策の為にCO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 助成金予算額

180,000円

3. 助成金額

会員事業者が導入する機器の価格の2分の1以内の額（上限3万円）とし、1事業者2台までとする（消費税を除く）
但し、国からの補助金を受けたものについては対象外とする。また予算に達した場合も、その時点で終了とする。

4. 助成対象機器

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の（1）～（2）に掲げるもの。
但し、全日本トラック協会助成金対象機種と同一とする。【別紙の通り】

- （1）エアヒーター
- （2）車載バッテリー式冷房装置

5. 実施期間

助成金対象期間 2019年4月1日～2020年1月31日までに、装着・支払等すべてを完了した（完了する）もの

6. 申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したのものについては、申請の受付を2020年2月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。